



LEGAL UPDATE

2026年1月

AI 法第 134/2025/QH15 号

国会は、2025年12月10日、人工知能（AI）法第134/2025/QH15号（AI法）を採択した。AI法は2026年3月1日に施行される。AI法は、ベトナムにおける人工知能を規制する初の包括的な法的枠組みであり、ベトナムにおける人工知能システムの研究・開発・提供・導入・利用、関連組織・個人の権利・義務、ベトナム国内でAI活動に参加するベトナム・外国の組織・個人に適用されるが、国防・安全保障・暗号化のみを目的とするAI活動は除外される。

本稿では、AI法の主要な内容を紹介する。

1 AI活動に適用される原則

AI法は、AI活動が以下の原則に従い行われる必要があると規定した¹。

- 人類を中心に据えなければならない、人権・プライバシー・国益・公共の利益・国家安全保障を確保し、憲法および法令を遵守すること。
- 人類に奉仕するものであり、人類の権威と責任を代替するものであってはならないこと。AIシステムのあらゆる決定と活動に対する人類の制御・介入能力の維持、システムの安全性、データセキュリティ、情報の機密性、AIシステムの開発・運用を検査・監督する能力を確保すること。
- 公平性、透明性、偏見・差別の排除を保証し、人類や社会に危害を与えないこと、倫理基準とベトナムの文化的価値観を遵守すること、AIシステムによって生成された決定と結果に対する説明責任を保証すること。
- AI開発は、環境に優しく、包括的かつ持続可能な方法で推進されるものとし、AI技術の開発・応用は、エネルギー効率、資源の保全、環境への悪影響の軽減に向けて奨励されること。

2 AIシステムのリスクに基づく分類

AI法は、AIシステムのリスクに基づくガバナンスモデルを採用しており、低・中・高リスクに分類している²。リスク分類は、人権・安全への影響、利用分野、影響を受ける利用者の範囲等の基準に基づいて決定され、詳細なガイダンスは、政府から公表される予定である³。たとえば高リスクは、生命・健康、組織・個人の正当な権利利益・国益・公共の利益・国家安全保障に重大な危害を及ぼす可能性のあるシステムと定義されている。

3 システム分類と当局への通知

AIシステムプロバイダー（自社・第三者のいずれがシステムを開発したかを問わず、AIシステムを自社の名称・ブランド・商標の下で市場に投入または使用に供する組織・個人）⁴は、導入前にシステムを自己分類し、

¹ AI法第4条

² AI法第9条1項

³ AI法第9条2項及び3項

⁴ AI法第3条4項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



中・高リスクのシステムについては、分類書類を作成する必要がある⁵。これらのシステムプロバイダーは、システムが使用に供される前に、国家 AI ワンストップポータルを通じて科学技術省に分類結果を通知する必要がある⁶。

システムの変更により新たなリスクやより高いリスクが生じる場合は、再分類が必要であり、分類が不正確・不遵守である場合、当局は再分類または登録の一時停止を要求する場合がある⁷。

4 透明性と表示義務

AI システムプロバイダーは、人類と直接対話する AI システムが、法令上別段の定めがない限り、ユーザーが AI システムと対話していることを認識できるように設計されていること⁸、および AI によって生成された音声・画像・動画が、政府が定める機械で読解可能な形式で表示されることを保証しなければならない⁹。

また、関係当事者（自らの管理下にある AI システムを専門的・商業的・サービス提供活動において使用する組織または個人）¹⁰は、AI によって生成・編集されたコンテンツが公開され、出来事や登場人物の真正性について混乱を引き起こす可能性がある場合は、公衆に対する通知を行い、実在の人物の容姿や声を模倣したコンテンツについては、実際のコンテンツとの区別を明確に表示する責任を負う¹¹。

5 インシデント管理・報告

関係当事者はシステムの安全性を確保し、人・財産・データ・社会秩序に損害を与える可能性のあるインシデントを適時に検知し、修復する必要がある。重大なインシデントが発生した場合、プロバイダーは、システムの修復・停止・リコールを行うための技術的措置を緊急に適用し、管轄当局に通知する必要がある¹²。

6 高リスク AI システムに関する重要な追加要件

高リスク AI システムは、自己評価し、または適合性評価機関の評価を受ける必要がある。そのうち、当局が指定するリストに含まれる特定のシステムは、導入前に認定された適合性評価機関による認証を受ける必要がある¹³。

ベトナムに供給される高リスク AI システムの外国プロバイダーは、ベトナムに適法な連絡窓口を設け、適合性認証が必要な場合は、ベトナムに商業拠点または合法的な代表者を確保する必要がある¹⁴。

7 経過措置

⁵ AI 法第 10 条 1 項

⁶ AI 法第 10 条 3 項

⁷ AI 法第 10 条 6 項

⁸ AI 法第 11 条 1 項

⁹ AI 法第 11 条 2 項

¹⁰ AI 法第 3 条 5 項

¹¹ AI 法第 11 条 3 項及び 4 項

¹² AI 法第 12 条 2 項

¹³ AI 法第 12 条 2 項

¹⁴ AI 法第 14 条 6 項



AI法の施行日時時点で既に運用されているAIシステムは、引き続き運用することができる¹⁵が、医療・教育・金融分野のシステムについては18か月以内、その他のシステムについては12か月以内にAI法の遵守対応を完了する必要がある¹⁶。

ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/野口 哲朗 Tetsuro Noguchi/Nguyen Thi Hong Phuc/Ha Minh Long/Bui Viet Anh/Le Dang Phuong Linh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小幡 葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son/ Nguyen Thi Anh Phuong

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

¹⁵ AI法第35条2項

¹⁶ AI法第35条1項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.